

第 28 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (9人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8 番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 72号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 4 議案第 82号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 83号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

始めに台風 19 号で被害に遭われた方々、地域の方々、お悔やみを申し上げたいと思います。今回の農林水産被害が、今日の読売新聞に載っておりましたが、1000 億円を超えると、山形県の被害だけでも 1 億 990 万円に至るといってございませう。幸いにして、飯豊町では、さほどの被害がなかったことは救いと思われるところでございませう。

また、その水害の中で、水稻、果樹でございませうが、収穫した後に、水害が遭った物に対しては、保険金が対象にならなく、刈取り前の水稻、果樹は、共済の対象になるということだ。刈取りをして保管して置いた米がすべて水に浸されたものに対しては、一切対象にならないということだ。これもかなり気の毒な話で、田んぼに刈取り前であった米が共済の対象になるということだ、それが明暗を分けてしまった形に気がしたところでございませう。

また、飯豊町においても所々で崖崩れ等が発生しており、山形県においても至る所で崖崩れが見受けられたようだ。来年度の作付けに対して、一刻も早く修繕して頂けるようお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、来月は秋の収穫祭、それに来月 14 日は大分県の農業委員会の視察にも皆様の出席をお願いしてあります。来月はかなり忙しい日程になってありますので、よろしく皆様のご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。

ただ今より第 28 回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8 番伊藤悟委員でございませう。定足数に達してありますので、会期は成立いたします。

それでは議事に入ります。日程第 1 「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、4 番高橋幸子委員、5 番船山彰夫委員を指名致します。日程第 2 「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思ひますが異議ございませうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。

それでは日程 3 報告第 7 2 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法 1 8 条の規定の解約の報告が 3 件ありましたので、報告致します。

1 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字日渡 5775 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,950 m ²	

2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字上ノ坪 66-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 7,969 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字東山一 4278-3 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,218 m ²	

1 番の案件は、農地中間管理機構を通して、改めて〇〇〇が借受けるということの、解約であります。2 番の案件は、借受予定者は、〇〇〇の予定です。3 番の案件ですが、農地中間管理機構へ貸付けている農地を借受者変更ということで、改めて〇〇〇が農地中間管理機構を通して借受ける予定であります。以上、3 件について、ご報告いたします。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 4 議案第 8 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事

それでは、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3660	
	地目地積	田 1 筆で 341 m ²	

転用事由は、住宅の建設であります。工事着手は、許可後で、4 月 20 日に完了予定です。

補足説明を行います。事業費は 3,859 万円となっております。資金計画につきましては、全額金融機関からの借入の予定です。融資証明書にて確認しております。

取水は上水道、排水方法については汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。

土地改良区との関係でございますが、申請地は県営野川かんがい排水事業の施行地であり、現在意見書の提出を求めている最中でございます。

続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については、被害防除措置として建物の高さを加減します。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。

以上の内容について、10月15日に地元農業委員の須藤利美委員と現場確認を行っております。農地判断は第2の1の(1)のイの(ア)に該当し、農地転用の許可基準は第2の1の(1)のイの(1)で、申請地は10ha以上の一団の農地の中に存在する第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、集落に接続している場合は例外的に許可できるとされております。

申請にあたっては代替地も検討し、候補が3か所ありましたが、本申請地が母屋のすぐ南側に位置し、地理的条件、面積条件、地権者の同意、その他の条件等を総合的に判断した結果、適当であると判断いたしました。以上、説明いたしましたので、よろしくご審議の上許可くださいますようお願い致します。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。3番須藤委員

須藤委員 　　後継者が家建て、そして地に根付いて、これから頑張ろうという意識でありました。それで、この場所は現在の宅地の地続きと、常口の中の狭い地目は田でありまして、転作をして、自家用野菜を作っておるところでございました。建物を建てることによって、近辺の農家に迷惑をかけることも、考えられません。それで、やはり後継者を育成し、見守っていくこともひとつ大事なことでありますので、この転用を許可して頂くようご審議の方よろしくお願い致します。

議長 　　それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です。よって承認することに決定致しました。
 それでは日程第5議案第83号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 　　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。新規の利用権設定が1件、中間管理機構を通しての利用権設定1件が、合計2件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小屋字上ノ坪 66-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 7,969 m ²	

2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡 5775 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,950 m ²	

以上 2 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、問題ないかと思われまますので、ご検討の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。最初に当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。

では、1 番の案件について、私の方から補足説明をさせていただきます。先ほど報告がありました〇〇〇からの解約があった土地を、〇〇〇がお借りするというごことございます。誰も引き受け手がいないので、なんとか引受けて頂きたいということで、〇〇〇が引き受けたという現状でありますので、みなさまのご了承をお願いしたいと思います。では、これより質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員です 1 番の案件について承認することに決定致しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって承認することに決定致しましたので、ご報告致します。それでは、他の案件について、承認することの挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 28 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前 9 時 51 分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年 10 月 25 日

議長 _____

署名委員 (4 番) _____

署名委員 (5 番) _____